（請求書の謄本の差出し、送達・法第三百四十九条等）

第二百二十二条の九　［略］

2　前項の規定は、同項の規定による猶予の言渡しの取消しの請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

3　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、猶予の言渡しを受けた者に対し、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一　第一項の規定による猶予の言渡しの取消しの請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている請求書に記載すべき事項を記載した書面）

二　第一項の規定による猶予の言渡しの取消しの請求が請求書の提出によりされた場合　請求書の謄本

（口頭弁論・法第三百四十九条の二）

第二百二十二条の十二　法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論については、次に掲げる手続による。

［一　略］

二　口頭弁論期日には、猶予の言渡しを受けた者に出頭を命じなければならない。

［三　略］

四　裁判所は、検察官、猶予の言渡しを受けた者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、口頭弁論期日を変更することができる。

［五　略］

六　猶予の言渡を受けた者が口頭弁論期日に出頭しないときは、開廷することができない。ただし、正当な理由がなく出頭しないときは、この限りでない。

七　裁判所は、口頭弁論期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、猶予の言渡しを受けた者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び猶予の言渡しを受けた者又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が口頭弁論期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この号において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに猶予の言渡しを受けた者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した猶予の言渡しを受けた者は、その口頭弁論期日に出頭したものとみなす。

イ　同一構内への出頭に伴う移動に際し、猶予の言渡しを受けた者の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている猶予の言渡しを受けた者を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

ロ　猶予の言渡しを受けた者がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

（請求書の謄本の差出し、送達・法第三百四十九条等）

第二百二十二条の九　［同上］

［新設］

2　裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なく、これを猶予の言渡を受けた者に送達しなければならない。

［新設］

（口頭弁論・法第三百四十九条の二）

第二百二十二条の十二　法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論については、次の例による。

［一　同上］

二　口頭弁論期日には、猶予の言渡を受けた者に出頭を命じなければならない。

［三　同上］

四　裁判所は、検察官、猶予の言渡を受けた者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、口頭弁論期日を変更することができる。

［五　同上］

六　猶予の言渡を受けた者が期日に出頭しないときは、開廷することができない。但し、正当な理由がなく出頭しないときは、この限りでない。

［新設］